

○ 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第二（第一条関係） 一〇十四（略） 十五 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第 号）（有害物質一覧表及び同法附則第六条第二項に規定する相当確認船級協会に係る部分に限る。） 十六（略）</p>	<p>別表第二（第一条関係） 一〇十四（略） 十五（略）</p>

○ 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第二（第一条関係） 一～十四（略） 十五 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第 号）（有害物質一覧表並びに同法第三十条第二項及び第三十一条第二項に規定する船級協会に係る部分に限る。） 十六（略）</p>	<p>別表第二（第一条関係） 一～十四（略） 十五 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第 号）（有害物質一覧表及び同法附則第六条第二項に規定する相当確認船級協会に係る部分に限る。） 十六（略）</p>

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案		参考	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>
	<p>一〇百三十二（略）</p>		
<p>百三十二の二 有害物質一覧表の相当確認に係る相当確認船級協会の登録</p>	<p>船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第 号）附則第六条第一項（相当確認船級協会の登録）の相当確認船級協会の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
	<p>百三十三―百六十（略）</p>		
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>
	<p>一〇百三十二（略）</p>		
<p>（新設）</p>			
<p>百三十三―百六十（略）</p>			

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		参考	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>
	<p>一〇百三十二（略）</p>		
<p>百三十二の二 特定船舶の再資源化解体の許可又は有害物質一覽表の確認等に係る船級協会の登録</p>	<p>（一）船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第 号）第十條第一項（再資源化解体の許可）の特定船舶の再資源化解体の許可（更新の許可を除く。）</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>（二）船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十條第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く。）</p>		<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>（三）船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十一條第一項（船級協会の登録）の船級協会の登録（更新の登録を除く）</p>		<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>	<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p>	<p>課税標準</p>	<p>税率</p>
	<p>一〇百三十二（略）</p>		
<p>百三十二の二 有害物質一覽表の相当確認に係る相当確認船級協会の登録</p>	<p>船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第 号）附則第六條第一項（相当確認船級協会の登録）の相当確認船級協会の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>

。)

百三十三～百六十
(略)

百三十三～百六十
(略)

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務） 第四条 国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜九十八 （略） 九十九 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に關すること。 百〜百二十八 （略） 2 （略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条 国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜九十八 （略） 九十九 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に關すること。 百〜百二十八 （略） 2 （略）</p>